



長野県報

11月19日(月)
平成30年
(2018年)
第3027号

目 次

告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障がい者支援課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障がい者支援課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（障がい者支援課）	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障がい者支援課）	4
保安林予定森林にする旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	4
解除予定保安林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	5
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課）	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	7
道路交通法に基づく運転免許取得者教育の認定の取消し（東北信運転免許課）	7
地方自治法に基づく包括外部監査の事務の補助について（監査委員事務局）	8
公 告	
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	8
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	8
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市・まちづくり課）	9
正誤（森林づくり推進課）（2件）	9

告 示

長野県告示第593号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成30年11月19日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
小田井薬局	佐久市小田井825番地3	平成30年8月1日
イオン薬局豊科店	安曇野市豊科4272-10	平成30年8月1日
いでがわ田多井薬局	松本市出川町6-30	平成30年8月1日
イオン薬局イオンスタイル松本	松本市中央4-9-51	平成30年8月1日
訪問看護ほっとステーション	松本市南松本1-7-8	平成30年8月1日

障がい者支援課

長野県告示第594号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

平成30年11月19日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称

医療機関の名称	所 在 地	指定更新年月日
スズラン薬局	松本市埋橋2-3-6	平成30年7月1日
水野矯正歯科医院	上田市中央4-1-15	平成30年8月1日
池田クリニック	上田市上田原687-1	平成30年8月1日
信濃医療福祉センター	諏訪郡下諏訪町社字花田6525-1	平成30年8月1日
中村歯科医院	伊那市荒井3470-6	平成30年8月1日
明成歯科医院	上伊那郡辰野町大字伊那富6009-1	平成30年8月1日
独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター	松本市村井町南2-20-30	平成30年8月1日
丸山整形外科医院矯正歯科	安曇野市豊科南穂高283-1	平成30年8月1日
松本歯科大学病院	塩尻市広丘郷原1780	平成30年8月1日
信州大学医学部附属病院	松本市旭3-1-1	平成30年8月1日
川崎歯科・矯正歯科医院	松本市高宮北6-1	平成30年8月1日
相澤病院	松本市本庄2-5-1	平成30年8月1日
稻荷山医療福祉センター	千曲市大字野高場1835-9	平成30年8月1日
佐藤医院	須坂市大字須坂1224-20	平成30年8月1日
コトブキヤ薬局	下高井郡山ノ内町平穏3169	平成30年8月1日
よませコトブキヤ薬局	下高井郡山ノ内町夜間瀬2695-1	平成30年8月1日
木島薬局	下高井郡木島平村上木島1901	平成30年8月1日
木島西薬局	下高井郡木島平村穂高3105-8	平成30年8月1日
(有) 河野薬局	下高井郡野沢温泉村大字豊郷9494	平成30年8月1日
吉田モリキ薬局	中野市吉田718-3	平成30年8月1日
かすみ薬局トマト店	中野市岩船419-1	平成30年8月1日
中野西薬局	中野市吉田1166-2	平成30年8月1日
中野南宮薬局	中野市南宮335-2	平成30年8月1日
足立薬局	飯山市常郷1-1	平成30年8月1日
(有) 岡田薬局	飯山市大字飯山1210	平成30年8月1日
木島モリキ薬局	飯山市大字木島659-2	平成30年8月1日
飯山駅前モリキ薬局	飯山市南町13-3	平成30年8月1日
あさま薬局	佐久市臼田2148-3	平成30年8月1日
小諸あさま薬局	小諸市御影新田大字向原1585-3	平成30年8月1日
佐久平薬局	佐久市佐久平駅北19-14	平成30年8月1日
こまき薬局	上田市小牧本麦田105-1	平成30年8月1日
薬局 マツモトキヨシ塙田店	上田市小島168-4	平成30年8月1日
あきわノリ薬局	上田市秋和310-10	平成30年8月1日
薬局 マツモトキヨシ赤沼店	諏訪市四賀赤沼1625	平成30年8月1日
薬局 マツモトキヨシ大和店	諏訪市湖岸通り2-305-1	平成30年8月1日
湖北堂薬局	岡谷市本町1-5-10	平成30年8月1日
薬局 マツモトキヨシ辰野店	上伊那郡辰野町伊那富神田2587-1	平成30年8月1日
薬局 マツモトキヨシ伊那インター店	上伊那郡南箕輪村8780-1	平成30年8月1日
伊北ハヤシ薬局	上伊那郡箕輪町中箕輪雨堀3367-1	平成30年8月1日
大瀬木薬局	飯田市大瀬木1106-17	平成30年8月1日

調剤薬局 マツモトキヨシ竜丘店	飯田市駄科1301-1	平成30年8月1日
ほそかわ薬局	安曇野市穂高5626-1	平成30年8月1日
矢原とをしや薬局	安曇野市穂高769-2	平成30年8月1日
広丘野村とをしや薬局	塩尻市広丘野村2187	平成30年8月1日
くすりの志水	塩尻市宗賀71-688	平成30年8月1日
広丘駅前とをしや薬局	塩尻市広丘原新田215-88	平成30年8月1日
塩尻大小屋とをしや薬局	塩尻市大字大小屋95-2	平成30年8月1日
ふれあいの森薬局	塩尻市大門6番町3-15	平成30年8月1日
氷室西口薬局	松本市梓川倭2653-3	平成30年8月1日
梓川とをしや薬局	松本市梓川倭918-1	平成30年8月1日
城西西口薬局	松本市蟻ヶ崎1-1-15	平成30年8月1日
渚西口薬局	松本市渚1-7-50	平成30年8月1日
そうごう薬局松本庄内店	松本市庄内3-2-27	平成30年8月1日
高宮とをしや薬局	松本市征矢野2-14-11	平成30年8月1日
薬局 マツモトキヨシそうざ店	松本市大字惣社514-11	平成30年8月1日
(株) 小池薬局	松本市中央3-4-10	平成30年8月1日
こみや田多井薬局	松本市島内456-8	平成30年8月1日
天宝薬局	松本市大字島立1073-10	平成30年8月1日
はやし薬局	東筑摩郡山形村5506-17	平成30年8月1日
波田西口薬局	松本市波田4414-28 アップルランドデリシア波田駅前店内	平成30年8月1日
大町常盤とをしや薬局	大町市常盤5868-9	平成30年8月1日
蔵の町薬局	須坂市須坂1420-19	平成30年8月1日
かおり薬局	須坂市墨坂南2-5-5	平成30年8月1日
さくら薬局 長野須坂店	須坂市須坂1396	平成30年8月1日
アイリス薬局	須坂市須坂1288-2	平成30年8月1日
幸高中島ファミリー薬局	須坂市幸高苅屋274-2	平成30年8月1日
オオクマ薬局	須坂市旭ヶ丘1-10	平成30年8月1日
飯綱グリーン薬局	上水内郡飯綱町大字牟礼2367-1	平成30年8月1日
わかば堂薬局	上水内郡飯綱町大字牟礼2211-4	平成30年8月1日
三水わかば堂薬局	上水内郡飯綱町倉井2772-1	平成30年8月1日
信越土屋薬局	上水内郡信濃町柏原382-3	平成30年8月1日
コスモス薬局	上高井郡小布施町中松東畑324-1	平成30年8月1日
サンタグリーン薬局	上高井郡小布施町鳥林2254-3	平成30年8月1日
グリーン薬局	上高井郡小布施町小布施308	平成30年8月1日
芝宮前中島ファミリー薬局	須坂市横町288-1	平成30年8月1日
アキヤマ薬局	須坂市須坂308	平成30年8月1日
高梨土屋薬局	須坂市大字高梨261	平成30年8月1日
わかば薬局須坂	須坂市大字須坂1420-16	平成30年8月1日
(有) 山下薬局	須坂市大字須坂208	平成30年8月1日
立町中央薬局	須坂市立町263-6	平成30年8月1日
小布施薬局	上高井郡小布施町小布施1062	平成30年8月1日
訪問看護ステーションきたしなの	飯山市大字瑞穂4921	平成30年8月1日
訪問看護ステーションこもろ	小諸市南町2-2-27	平成30年8月1日
訪問看護ステーションやちは	南佐久郡佐久穂町畑660	平成30年8月1日
訪問看護ステーションこうみ	南佐久郡小海町大字小海4269-9	平成30年8月1日
佐久総合病院訪問看護ステーション	佐久市臼田197	平成30年8月1日
ゆめの里和田訪問看護ステーション	松本市大字和田2240-33	平成30年8月1日

長野県告示第595号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称および所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成30年11月19日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
ファーマみらい 上牧薬局 伊那市上牧6336-5番地	共創未来 上牧薬局 伊那市上牧6336-5番地	平成30年7月27日
りんどう薬局 須坂市臥竜2-13-1	りんどう薬局 須坂市墨坂5丁目26-35	平成30年5月3日

障がい者支援課

長野県告示第596号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成30年11月19日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	辞退年月日
まるやまのサンピヨ薬局	飯田市丸山町2-6804-16	平成30年5月31日
訪問看護ステーションあさしな	佐久市塩名田570-1	平成26年10月31日
訪問看護ステーションのざわ	佐久市原71-5	平成26年10月31日
訪問看護ステーションひらね	佐久市上平尾字宿1015番地2	平成26年10月31日
訪問看護ほっとステーション	松本市南松本1-7-8	平成30年6月30日

障がい者支援課

長野県告示第597号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成30年11月19日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市鬼無里字原8407の37

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第598号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成30年11月19日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡泰阜村4095の1、4153、4154の1、4155の2、4281の1、4284、4285の1、4405の20

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

森林づくり推進課

長野県告示第600号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年11月19日

長野県知事 阿部守一

1 (1) 解除に係る保安林の所在場所

松本市中川字堂道下4111の2・字日影堰上4277の4・4277の6・4277の8・4277の9・4277の11（以上6筆国有林）

2 (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 (3) 解除の理由

道路用地とするため

2 (1) 解除に係る保安林の所在場所

松本市中川字大沢口4280の5・4280の6（以上2筆国有林）

2 (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 (3) 解除の理由

道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第599号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年11月19日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上水内郡小川村大字瀬戸川字下屋敷19078、19079、字中畠20598の1、20598の2、20602、20603、20605の3、20606の1、20606の2、20607、20608の2、20611、20616から20618まで、20619の1、20619の2、20638、20671、20674、20678の1、20679、20684、20685の1、20687、20688、20689の1、20690から20692まで、字元屋敷20759の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第601号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年11月19日

長野県知事 阿部守一

1 (1) 解除に係る保安林の所在場所

北安曇郡小谷村大字北小谷字つきだし1855の1から1855の3まで

2 (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 (3) 解除の理由

指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第602号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県上田建設事務所及び東御市役所に備え置きます。

平成30年11月19日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
県	右に掲げる地番の土地に存する 標柱1号から13号までを順次結ん だ線及び標柱1号と13号を結んだ 線に囲まれた土地の区域。	東御市	本海野	長繩手	1791番3 地先水	1号
		"	県	保利田	546番9 地先道	2号
		"	"	"	545番1	3号
		"	"	"	542番5	4号
		"	"	"	542番2	5号
		"	"	瓜田	50番	6号
		"	"	"	53番3	7号
		"	本海野	長繩手	1806番1 地先水	8号
		"	"	"	1803番2 地先水	9号及び10号
		"	"	"	1785番3	11号及び13号
		"	"	"	1785番3 地先水	12号

砂防課

長野県伊那建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年12月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年11月19日

長野県伊那建設事務所長 高 橋 智 嗣

- | | | |
|---|-------|--------|
| 1 | 道路の種類 | 県道 |
| 2 | 路 線 名 | 駒ヶ根長谷線 |
| 3 | 道路の区域 | |

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
駒ヶ根市中沢4677番の6地先から	旧	5.0~21.0m	0.6708km
駒ヶ根市中沢4744番の1地先まで	旧	11.2~25.0	0.5912
同上	新	11.2~25.0	0.5912

道路管理課

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 256号
3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡南木曽町吾妻1747番の1地先 から 木曽郡南木曽町吾妻1747番の1地先 まで	旧	m 11.8～28.8	km 0.5332
同上	新	15.1～85.5	0.5975

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年12月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年11月19日

長野県松本建設事務所長 藤 池 弘

- 1 (1) 道路の種類 県道
(2) 路線名 大町麻績インター千曲線
(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
東筑摩郡生坂村9724番の12地先から 東筑摩郡生坂村9724番の11地先まで	旧	m 4.0～6.6	km 0.1025
同上	新	4.0～6.6	0.1025

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 丸子信州新線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
東筑摩郡麻績村日字上ノ原6014番の1地先から東筑摩郡筑北村坂北字大窪11728番の1地先まで	旧	m 3.8~8.3	km 0.3087
同上	新	m 7.5~12.2	km 0.3087

道路管理課

その関係図面は、告示の日から平成30年12月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年11月19日

長野県松本建設事務所長 藤池 弘

- 1(1) 路線名 大町麻績インター千曲線

- (2) 供用を開始する区間

東筑摩郡生坂村9724番の12地先から

東筑摩郡生坂村9724番の11地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成30年11月19日

- 2(1) 路線名 丸子信州新線

- (2) 供用を開始する区間

東筑摩郡麻績村日字上ノ原6014番の1地先から

東筑摩郡筑北村坂北字大窪11728番の1地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成30年11月19日

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第11号

道路交通法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

平成30年11月19日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

名称	住所	代表者氏名	運転免許取得者教育に使用した施設		認定を取り消した運転免許取得者教育課程の区分及び名称	取消年月日
			名称	所在地		
株式会社北信自動車学校	須坂市大字小河原460番地	高波 宏之	北信自動車学校	須坂市大字小河原460番地	(1) 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる課程 ア 四輪車安全教育 イ 身体障害者安全教育 (2) 規則第1条第2号に掲げる課程 ア 二輪車安全教育 イ 原付安全教育 (3) 規則第1条第3号に掲げる課程 ア 高齢運転者教育 イ 交通状況の実態に応じた安全教育 (4) 規則第1条第4号に掲げる課程 ア 高齢運転者教育 イ 運転適性に基づく安全教育 (5) 規則第1条第5号に掲げる課程 ア 悪路体験教育 イ 危険体験教育 (6) 規則第1条第6号に掲げる課程 ア 自動車安全教育 イ 交通状況の実態に応じた安全教育 (7) 規則第1条第7号に掲げる課程 ア 大型自動二輪車等習熟安全教育 イ 大型自動二輪車等二人乗り体験教育 (8) 規則第1条第8号に掲げる課程 ア 習熟安全教育 イ 高速道体験教育	平成30年10月31日

東北信運転免許課

長野県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年11月19日

長野県監査委員

田口敏子
西沢利雄
西沢昭子
西沢正隆

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
小椋麗華	東京都立川市砂川町8-57-8-102
龍井俊憲	東京都品川区八潮5-10-52-405
武田大輔	東京都中央区月島3-26-8-817

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成30年11月14日から平成31年3月31日まで

監査委員事務局

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年11月19日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

上田アメリカンドラッグショッピングモール
上田市踏入2-1154-4ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社モリキ
飯山市南町13-3

3 変更した事項**(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名**

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)モリキ	森高明	飯山市南町13-3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)モリキ	松本訓彦	飯山市南町13-3

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)モリキ	森高明	飯山市南町13-3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)モリキ	松本訓彦	飯山市南町13-3

4 変更した年月日

平成28年4月1日

5 届出年月日

平成30年10月31日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成30年11月19日から平成31年3月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。